

危機管理リーフレット

あなたの“いつも”が  “もしも”を支える

出席停止に関する対応



医師が、感染の恐れがあるため、学校へ登校しないようにという指示を出した場合に「出席停止」となります。登校再開時期については、医師の指示に従ってください。

病 名	出席停止期間のめやす
新型コロナウイルス感染症	発症後5日、かつ、症状が軽快してから1日が過ぎるまで
インフルエンザ	発症後5日、かつ、解熱後2日が過ぎるまで
百日咳	特有の咳が消失、または5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
麻疹（はしか）	解熱後3日が過ぎるまで
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫れが出た後5日を経過、かつ、全身状態が良好になるまで
風疹	発疹がなくなるまで
水痘（水ぼうそう）	すべての発疹がかさぶたになるまで
咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状がなくなった後2日が過ぎるまで
感染性胃腸炎	おう吐、下痢が治るまで
その他の感染症	感染のおそれがないと認めるまで

特別警報発表時の対応



- 即座に命を守る行動をとってください。
- 登校前に特別警報が解除されても、学校から登校指示があるまでは登校させないでください。（教職員が通学路の安全を確認し、「すぐーる」でお知らせします）
- 登校後に特別警報が発表された場合、子どもたちの安全を確保する対応を行います。基本的には、安全に下校できると校長が判断するまでは下校させません。引き取りもご遠慮ください。避難状況、下校にかかわる情報については、できる限り「すぐーる」でお知らせします。

台風および水害に対する対応



◆ 登校する前に、暴風（雪）警報が発表されている場合

- 午前6時より前に暴風（雪）警報が解除された場合は、平常授業を行います。
- 午前6時に暴風（雪）警報が発表されている場合は、臨時休校です。
* 暴風（雪）警報が解除されていても、通学路に危険箇所があると各家庭で判断した場合は登校させないでください。その際は、学校へご連絡ください。

◆ 登校後に、暴風（雪）警報が発表された場合

- 風雨の状況で「緊急集団下校」か「学校待機」かを校長が判断し、学校から「すぐーる」でお知らせします。

< 緊急集団下校の場合 >

- * 通学団会の教室に集合し、確認ができた通学団から下校します。
- * 教職員の巡回点検を実施し、引率による集団下校をします。

< 学校待機の場合 >

- * 体育館で引き取りをします。引き取りの時刻、場所等の連絡は、学校から「すぐーる」でお知らせします。
- * 引き取りの時刻が大きく遅れる場合は、学校までお知らせください。
- * 引き取りに危険が伴う場合は、安全を確認してからお越しください。

◆ 指定避難所について

家庭にいるときに発災し、避難することになった場合は、西尾市の示す指定避難所をめざしてください。



避難対象地区（町名）	指定避難所
菱池町、斉藤町、熱池町、長縄町、上道目記町、 下道目記町、針曾根町、行用町、八ヶ尻町、市子町、 平口町、笹曾根町、横手町、野々宮町	福地南部小学校 福地中学校
小焼野町、宅野島町、鵜ヶ池町、十郎島町、細池町、 川口町、深池町、須脇町	福地北部小学校 福地北部保育園

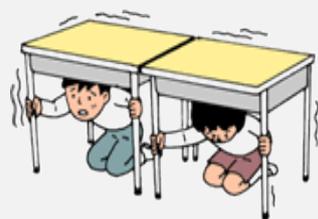
※西尾市洪水ハザードマップ（令和5年3月）による。

※天竹町、鎌谷町、鎌谷新町については、浸水被害が想定されていないため掲載していませんが、避難が必要な場合は、次の避難所をめざしてください。
（天竹町：福地南部小学校、鎌谷町・鎌谷新町：福地北部小学校）

「南海トラフ地震臨時情報」発表時の対応について

- ◆ 南海トラフ地震臨時情報は、南海トラフ全域を対象に地震発生の可能性の高まりについて知らせるために、気象庁から発表される情報です。
- 「巨大地震**警戒**」が発表されたら
市内の小中学校、義務教育学校、児童クラブ、保育園、幼稚園、認定こども園は、原則1週間の臨時休業となります。
- 「巨大地震**注意**」が発表されたら
通常通りの教育活動を行います。登校後に発表された場合も、予定されている教育活動を継続します。

大地震・津波にかかわる対応



- ◆ 登下校中に大地震が起きた場合
津波の発生が予想される場合には、高台3階以上の鉄筋コンクリートの建物に30分以内に走って避難します。迷うときは福地中学校体育館アリーナに避難します。
- ◆ 登校後に大地震が起きた場合
福地中学校体育館アリーナに避難します。安全確認後、生徒を下校させます。保護者が引き取りを希望する場合は、一時保護をします。
- ◆ 津波にかかわる注意報、警報が発表された場合
 - 津波注意報の場合は、平常授業を行います。
 - 津波警報は、暴風（雪）警報の対応と同じです。
 - 即座に命を守る行動をとってください。
 - 午前6時に津波警報が発表・継続されている場合は臨時休校です。
*津波警報が解除されても、通学路に危険箇所があると各家庭で判断した場合は登校させないでください。その際は、学校へご連絡ください。
 - 大津波警報は、特別警報の対応と同じになります。
- ◆ 指定避難所について
家庭にいるときに発災し、避難することになった場合は、西尾市の示す指定避難所をめざしてください。
*詳しくは市のホームページでご確認ください。





このリーフレットは、お子さんの安全を図るため、
もしものときの対応を載せたものです。
いつでも見られるところに置いてください。

